

コミュニティバスの動向に関する研究 - 千葉県導入自治体の取り組みを対象として -

日本大学大学院 学生会員 ○金山拓郎

日本大学理工学部 フェロー 榛澤芳雄

札幌大学女子短期大学部 正会員 小山 茂

1. はじめに

現在我が国における乗合バス事業は非常に厳しい環境におかれており、地域によっては路線の縮小・撤退が進んでいる。こうした状況の中で、既存の路線バスではカバーできない少ない需要や多様なニーズに応える新しい交通サービスとして、自治体主導型のコミュニティバスを導入する事例が増えている。

そこで本稿では、千葉県内の自治体を対象とし、コミュニティバスの最近の動向を探るとともに、コミュニティバスを有効に活用するために、運行に関わる自治体がどのような施策を行っているのかを調査し、その効果について把握する。

2. 千葉県でのコミュニティバスの導入状況

千葉県では1984（昭和59）年に導入した富浦町が最初であり、1995（平成7）年までは丸山町と流山市が導入しただけであったが1996（平成8）年以降急増傾向にある。2001（平成13）年11月までの導入状況の変遷を図-1に示す。2001年は9自治体が導入し、現在では合計30の自治体でコミュニティバスが運行されている。これは、県内80の自治体の約4割を占める数である。なお、前回調査した1999（平成11）年11月以降に導入した自治体を「新規導入自治体」として扱う。

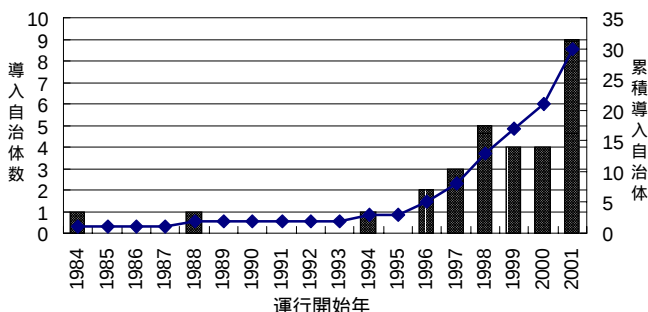


図-1 導入状況の変遷

3. 千葉県内コミュニティバスの特徴

千葉県内のコミュニティバスの特徴としては次の

5つが挙げられる。運賃方式：86%の自治体が均一制あるいは無料である。使用車両：小型もしくは中型の車両を使用している自治体が多い。適用法律条項：道路運送法第21条を適用している自治体が大半である。運行方式：89%の自治体が民間会社に委託している。運行目的：福祉や公共交通の確保を目的とするところが多い。表-1に導入自治体の一覧を示す。なお、表中の海上町から茂原市までが新規導入自治体である。

表-1 導入自治体一覧表

自治体名	運行目的	系統	運賃方式	使用車両(定員)	法律条項	運行方式	路線長(km)	乗客数(人/便)
富浦町	廃止代替	1	距離	小型(28)	80条	直営	14.0	5.8
丸山町	廃止代替	1	距離	中型(47)	80条	委託	15.4	1.0
流山市	公共施設循環	2	無料	小型(29)	21条	委託	52.0	14.8
沼南町	福祉	3	無料	中型(45)	80条	直営	82.0	12.0
栄町	公共交通確保	2	均一	小型(29)	21条	委託	46.8	9.0
八日市場市	廃止代替	5	均一	中型(49)	21条	委託	171.1	12.0
印旛村	公共交通確保	5	均一	小型(29)	21条	委託	103.0	3.6
富山町	公共交通確保	1	均一	中型(34)	80条	直営	36.0	9.5
八千代市	公共施設循環	4	均一	中型(47)	21条	委託	91.4	14.3
印西市	公共交通確保	3	均一	大型(60) 中型(45)	21条	委託	121.0	11.7
千葉市	公共交通確保	1	均一	中型(45)	21条	委託	17.0	6.2
白井市	公共施設循環	4	均一	中型(36)	21条	委託	85.5	4.8
我孫子市	公共交通確保	1	均一	小型(28)	21条	委託	10.0	7.0
市原市	福祉	2	無料	小型(10)	80条	委託	52.0	4.9
栗源町	福祉	3	距離	小型(29)	21条	委託	45.0	2.0
夷隅町	公共施設循環	4	均一	小型(26) 大型(60)	21条	委託	98.3	6.3
八街市	福祉	4	均一	小型(24)	21条	委託	152.4	12.7
海上町	福祉	1	均一	中型(30)	4条	委託	14.8	6.8
千湯町								
袖ヶ浦市	通勤、通学	1	距離	大型 中型	21条	委託	6.5	2.5
四街道市	公共交通確保	1	均一	小型(11)	21条	委託	13.5	5.9
鎌ヶ谷市	福祉	4	均一	中型(40)	4条	委託	60.2	7.1
長柄町	福祉	1	均一	小型(26)	21条	委託	48.0	6.3
松尾町	鉄道代替	1	均一	中型(45)	42条	委託	31.5	6.8
富里町	福祉	5	均一	小型(15)	21条	委託	73.0	2.0
大原町	公共交通確保	6	無料	小型(10) 小型(26)	21条	委託	85.3	6.8
下総町	福祉	1	無料	小型(28)	80条	委託	40.0	5.4
東金市	公共交通確保	1	均一	小型(16)	21条	委託	30.0	8.8
茂原市	公共交通確保	2	均一	小型(22)	21条	委託	47.0	6.7

4. 各自治体の広報活動

導入自治体は広報活動として主に広報誌（新聞折込配布など）やホームページ（HP）への掲載、パンフレットの配布を行っている。自治体ごとの広報活動内容を表-2に示す。多く利用されているのは広報誌への掲載とホームページへの掲載であり、それぞれ64%の18自治体、57%の16自治体が利用していた。ただし、広報誌は掲載時期が限られるという問題がある。また、自治体のホームページへの掲載だ

キーワード：コミュニティバス、利用者増加策

連絡先：〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1、TEL & FAX: 047-469-5219

